

趣味判断と超感性的基体

「感性的判断力の弁証論」の体系的意義の解明

青井興太郎 (関西学院大学)

本発表の目的は、カントの『判断力批判』第一部「感性的 (ästhetisch) 判断力の批判」で扱われる「共通感覚 (Gemeinsinn)」と「超感性的基体」の関係性を解明し、批判哲学の体系における「感性的判断力の弁証論」(以下「弁証論」と略記)の意義を明らかにすることにある。

本発表で取り上げる弁証論とは以下のような議論である。カントは「美しいもの」についての判断を「趣味判断」と呼ぶが、この種の判断の可能性をめぐるのは経験論と合理論とが対立する。前者は、「快適なもの」についての判断と同様、趣味判断は判断者自身にしか妥当しないことを理由に、この種の判断は概念に基づかないと主張する。それに対し後者は、趣味判断は判断者以外の人々にもその妥当性を要求できることを理由に、この種の判断は概念に基づく主張する。弁証論に先立つ「感性的判断力の分析論」(以下「分析論」と略記)におけるカントの一貫した主張は、趣味判断は「概念」に基づかない、というものであった。とはいえ、「快適なもの」についての判断とは異なり、趣味判断は他の人々に対する(主観的な)普遍妥当性と必然性を要求することができる、という点も分析論の重大な成果の一つであった。そこでカントは、それぞれの立場で扱われる「概念」の種類を区別することにより、経験論と合理論の対立の調停を図る。(KU V, 340f.)

その解決において注目すべきは、趣味判断一般の可能性の根拠として「規定されていない (unbestimmt) 概念」、しかも「諸現象の超感性的基体 (das übersinnliche Substrat der Erscheinungen)」なる概念が導入されている点である。この概念は、批判哲学の体系そのものを考える上でも重要である。周知の通り、『判断力批判』全体の課題は、理論哲学から実践哲学への移行可能性の解明にある。「序論」第IX節の記述によると、この移行過程は超感性的基体の「規定可能性」をめぐる展開する。つまり、弁証論の問題解決は、批判哲学の体系問題の解決に直接的に関連する。

ところが、カントの手続きには以下の問題点が存する。趣味判断の普遍妥当性と必然性は分析論、とりわけ「純粋な感性的判断の演繹」(以下「演繹論」と呼ぶ)で確認されたにもかかわらず、どうして再び弁証論で取り上げられるのか。しかも、趣味判断の普遍妥当性と必然性の根拠は、演繹論では「判断一般の主観的、形式的条件」(KU V, 287)である「共通感覚」に置かれたにもかかわらず、どうして弁証論では超感性的基体に置かれるのか。これらの問題は弁証論の議論そのものの必要性を疑わしいものにする。事実、ガイヤーはその問題設定が演繹論と同じであることを前提に弁証論の不要を訴える。(Guyer 1979, 350)

ガイヤーの批判は「超感性的基体」導入の意味、ひいては弁証論の体系的意義を考える上で避けて通れない。かれの批判に対し説得力のある反論を行うには、弁証論が何らかの点で演繹論とは異なる議論であること、そして、「超感性的基体」導入の必然性を明らかにする必要がある。

例えば、ラジバは弁証論が趣味判断そのものではなく、理性の問題であることを強調する。ラジバによると、「趣味のアンチノミーは、我々が趣味について推論する (reason) 仕方について対立する主張のアンチノミーであって、我々が趣味の活動に従事す

る仕方について対立する主張のアンチノミーではない。」(Rajwa 2001, 457)そして、このような「合理的衝突 (rational conflict)」が存する場合にのみ、超感性的基体という「理性概念」が引き合いに出されるという。

ラジバは、趣味のアンチノミーの発生と解決の両方における理性の積極的関与を際立たせることで、弁証論の固有性を明らかにしようとする。けれども、超感性的基体は「合理的衝突」が問題となる場合にしか引き合いに出されないのだろうか。つまり、この概念は趣味判断の活動そのものに全く関係しないのだろうか。この点について、ラジバは何も語らない。

それに対して、アリソンは上記の問題点を克服しつつ、より説得力のある仕方でガイヤーの批判に応じている。演繹論では趣味判断は次の二つの「特有性」を持つとされた。(1)「趣味判断は、あたかもこの判断が客観的であるかのように、すべての人々の賛同を要求して、適意に関してその対象を(美として)規定する」(KU V, 281)、(2)「趣味判断は、あたかも主観的であるかのように、証明根拠によっては全く規定可能でない。」(KU V, 284)アリソンによると、趣味のアンチノミーは、これらの特有性が「別個の独立した諸原理へと拡張ないし転換され、両者が趣味判断の基礎を完全に説明すると互いに主張し合う場合」(Allison 2001, 243)にのみ生じるといふ。「二つの特有性」を「独立した諸原理」へと高めるのは理性の働きによるものだが、この問題は、「概念」の混乱が正され、「超感性的なもの」が「規定されていない概念」として導入されることにより解決される。それゆえ、アリソンは、弁証論におけるカントの手続きは「絶望的な試み」でもなければ「単なる建築術の実践」でもない結論づける。

ところで、アリソンの解釈の優位性が際立つのは、趣味判断と超感性的基体の関係に関する分析である。ラジバの解釈では両者の関係は不明瞭だったが、アリソンは分析論第10節における「合目的性」の議論に着目することで、超感性的基体の開示可能性がその本質的契機として趣味判断に含まれていることを明らかにしている。(Allison 2001, 250)

とはいえ、アリソンの解釈にはなお不十分な点が認められる。それは超感性的基体と共通感覚の関係についてである。演繹論においては、趣味判断の普遍妥当性と必然性の根拠が共通感覚に置かれていた。だとすれば、超感性的基体と共通感覚は一体どのような関係にあるのだろうか。どちらも趣味判断そのものを可能にする本質的契機として、その関係性が解明されねばならないはずだが、アリソンはこの点まで明らかにしていない。

本発表では、ガイヤーによるカント批判および三人の解釈者(浜野喬士、ラジバ、アリソン)による反論をそれぞれ批判的に検討した上で、超感性的基体と共通感覚の関係性の解明を試みる。それにより、弁証論が批判哲学全体に有する体系的意義を明らかにしたい。

参考文献

- Allison, Henry E. 2001: *Kant's Theory of Taste: A Reading of the Critique of Aesthetic Judgment*, Cambridge University Press.
- Guyer, Paul 1979: *Kant and the Claims of Taste*, Harvard University Press.
- Rajwa, Suma 2001: Rationalizing Taste: A Dialectic of Critique, in: Gerhardt, Volker (hrsg.), *Kant und die Berliner Aufklärung: Akten des IX. Internationalen Kant-Kongresses*, Bd. III: Sektion VI-X, Wlter de Gruyter, pp. 453-461.